

「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナーシップ制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、「ゼロカーボンシティいみず」の実現につながる取組を進める事業者・団体等（以下「事業者等」という。）を「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナー（以下「パートナー」という。）として射水市（以下「市」という。）が認定し、市及びパートナーの相互連携を深めるとともに、その取組を一層推進することを目的とする。

(対象)

第3条 本制度の対象となる事業者等は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 射水市内に事業所又は活動拠点を有すること。ただし、「ゼロカーボンシティいみず」の実現に寄与すると市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 射水市暴力団排除条例（平成24年射水市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと。
- (4) 法令違反その他パートナーとして認定することにふさわしくない事実がないこと。
- (5) 徴収金（射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）の滞納がないこと。

(認定要件)

第4条 パートナーの認定の要件は、事業者等が「ゼロカーボンシティいみず」の実現につながる取組を率先的に実施していること又は1年以内に実施する予定があることとする。

(申請)

第5条 パートナーの認定を希望する事業者等（以下「申請者」という。）は、「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナー認定申請書（様式第1号）及び取組紹介シート（様式第2号。以下「取組紹介シート」という。）を市長に提出するものとする。

（認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、申請者が第3条及び第4条に規定する要件を満たし、その内容が適当と認められるときは、パートナーとして認定する。

2 市長は、パートナーに対して認定証、ロゴマーク及びステッカーを交付し、ピンバッジを貸与する。

3 市長は、パートナーが提出した取組紹介シートを市ホームページ等で公表する。

（取組状況の報告）

第7条 パートナーは、取組の状況を毎年9月末日までに取組紹介シートにより市長に報告するものとする。

（認定内容の変更）

第8条 パートナーは、第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナー認定変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定期間）

第9条 パートナーの認定期間は認定日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、認定期間が満了する日の1か月前までにパートナーから認定取消しの申出がない場合は、認定期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定の取消しを求めるとき。

(2) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。

- (3) 第3条及び第4条の要件を満たさなくなったとき。
 - (4) 解散等の理由により、活動の実施が困難になったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、認定を継続することが適当でないと市長が認めたと
き。
- 2 パートナーは、前項第1号の規定による認定の取消しを求める場合は、「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナー認定取消届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項各号の規定による認定の取消しをした場合は、「ゼロカーボンシティいみず」環境パートナー認定取消決定通知書（様式第5号）により当該事業者等に通知するものとする。
- 4 前項の規定によりパートナーの認定を取り消された事業者等は、第6条第2項の認定証及びピンバッジを市長に速やかに返還し、ロゴマーク及びステッカーを使用した制作物及び媒体を速やかに処分しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。